

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会規則第8号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和45年岩手県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後						
別表第2 級別資格基準表（第4条関係）					別表第2 級別資格基準表（第4条関係）						
ア・イ [略]					ア・イ [略]						
ウ 教育職給料表(1)級別資格基準表					ウ 教育職給料表(1)級別資格基準表						
職 種	学歴免 許等	職務の級				職 種	学歴免 許等	職務の級			
		1 級	2 級	特2級	3 級			1 級	2 級	特2級	3 級
[略]					[略]						
教諭、養護 教諭及び栄 養教諭	[略]					教諭、養護 教諭、 <u>栄養</u> 教諭及び講 師（任用の 期限を付さ ないものに 限る。）	[略]				
助教諭、養 護助教諭、 講師、実習 助手及び寄 宿舍指導員						助教諭、養 護助教諭、 講師（任用 の期限を付 さないもの を除く。） 、実習助手 及び寄宿舍 指導員					
[略]					[略]						
エ 教育職給料表(2)級別資格基準表					エ 教育職給料表(2)級別資格基準表						
職 種	学歴免 許等	職務の級				職 種	学歴免 許等	職務の級			
		1 級	2 級	特2級	3 級			1 級	2 級	特2級	3 級
[略]					[略]						
[略] 栄養教諭	[略]					[略] 栄養教諭 講師（任用 の期限を付 さないもの	[略]				

講師	
[略]	

[略]

オ・カ [略]

キ 医療職給料表(2)級別資格基準表

職種	試験	学歴免許等	職務の級					
			1級	2級	3級	4級	5級	6級
薬剤師		大学卒	[略]					
		[略]	[略]					
		[略]	[略]					

[略]

ク [略]

別表第3 学歴免許等資格区分表 (第5条関係)

学歴免許等の区分		学歴免許等の資格
基準学歴区分	学歴区分	
1 大学卒	[略]	
	(3) 専門職学位課程修了	学校教育法による専門職大学院専門職学位課程の修了
	(4) 大学6卒	ア 学校教育法による大学の医学若しくは歯学に関する学科(同法第85条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。)又は獣医学に関する学科(修業年限6年のものに限る。)の

に限る。)	
講師(任用の期限を付さないものを除く。)	
[略]	

[略]

オ・カ [略]

キ 医療職給料表(2)級別資格基準表

職種	試験	学歴免許等	職務の級					
			1級	2級	3級	4級	5級	6級
薬剤師		大学6卒			<u>2</u>	<u>3</u>	<u>4</u>	<u>2</u>
			<u>0</u>	<u>2</u>	<u>5</u>	<u>9</u>	<u>11</u>	
		大学4卒	[略]					
		[略]	[略]					

[略]

ク [略]

別表第3 学歴免許等資格区分表 (第5条関係)

学歴免許等の区分		学歴免許等の資格
基準学歴区分	学歴区分	
1 大学卒	[略]	
	(3) 専門職学位課程修了	ア 学校教育法による専門職大学院専門職学位課程の修了 イ <u>上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格</u>
	(4) 大学6卒	ア 学校教育法による大学の医学若しくは歯学に関する学科(同法第85条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。)又は <u>薬学若しくは獣医学に関する学科</u> (修業年限6年のもの

	卒業 イ [略]
[略]	
[略]	

[略]

別表第6 初任給基準表（第11条関係）

ア [略]

イ 公安職給料表初任給基準表

試験	学歴免許等	初任給
正規の試験	[略]	
	Ⅲ 種	1級1号給

[略]

ウ 教育職給料表(1)初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
[略] 栄養教諭	[略]	
[略] 講師		
[略]		

[略]

エ 教育職給料表(2)初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
[略] 栄養教諭	[略]	
講師		
[略]		

[略]

オ・カ [略]

キ 医療職給料表(2)初任給基準表

職種	試験	学歴免許等	初任給
薬剤師		大学卒	[略]
獣医師		大学6卒	2級13号給
		[略]	

	に限る。)の卒業 イ [略]
[略]	
[略]	

[略]

別表第6 初任給基準表（第11条関係）

ア [略]

イ 公安職給料表初任給基準表

試験	学歴免許等	初任給
正規の試験	[略]	
	Ⅲ 種	1級3号給

[略]

ウ 教育職給料表(1)初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
[略] 栄養教諭 講師（任用の期限を付 さないものに限る。）	[略]	
[略] 講師（任用の期限を付 さないものを除く。）		
[略]		

[略]

エ 教育職給料表(2)初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
[略] 栄養教諭 講師（任用の期限を付 さないものに限る。）	[略]	
講師（任用の期限を付 さないものを除く。）		
[略]		

[略]

オ・カ [略]

キ 医療職給料表(2)初任給基準表

職種	試験	学歴免許等	初任給
薬剤師		大学6卒	2級15号給
		大学4卒	[略]
獣医師		大学6卒	2級15号給
		[略]	

[略]

備考 別表第2の医療職給料表(2)級別資格基準表の備考に規定する職員に第14条第1項の規定を適用する場合における当該職員の経験年数については、同表の備考の規定を準用する。

ク [略]

別表第7 昇格時号給対応表(第22条関係)

ア 行政職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給									
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	
[略]										
113	[略]	<u>58</u>	[略]							
[略]										
117	[略]	<u>59</u>	[略]							
118		<u>59</u>								
[略]										
121	[略]	<u>60</u>	[略]							
122		<u>60</u>								
123		<u>60</u>								
[略]										
125	[略]	<u>61</u>	[略]							

イ〜ク [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 平成24年4月1日以後に新たに職員(初任給基準表の学歴免許等欄の「大学6卒」の区分の適用を受ける獣医師に限る。)となり、その者の号給の決定についてこの規則による改正後の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(以下「改正後の規則」という。)第13条第1項及び第14条の規定の適用を受けることとなる者のうち、新たに職員となった日(以下「採用日」という。)から、改正後の規則第13条第1項及び第14条の規定による号給の号数から改正後の規則第11条第1項の規定による号給(改正後の規則第13条第1項の規定により初任給基準表の初任給欄の号給とすることができることとされている号給を除く。)の号数を減じた数を4で除して得た数を年月数(1未満の端数があるときは、これに12を乗じて得た数を月数として換算する。)として遡った日が次の表の左欄の区分に掲げる期間に該当することとなるものの採用日における号給は、改正後の規則第13条第1

[略]

備考1 別表第2の医療職給料表(2)級別資格基準表の備考に規定する職員に第14条第1項の規定を適用する場合における当該職員の経験年数については、同表の備考の規定を準用する。

2 薬剤師法の一部を改正する法律(平成16年法律第134号)附則第3条の規定により薬剤師となった者に対するこの表の学歴免許等欄の適用については、「大学6卒」の区分によるものとする。

ク [略]

別表第7 昇格時号給対応表(第22条関係)

ア 行政職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給									
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	
[略]										
113	[略]	<u>57</u>	[略]							
[略]										
117	[略]	<u>58</u>	[略]							
118		<u>58</u>								
[略]										
121	[略]	<u>59</u>	[略]							
122		<u>59</u>								
123		<u>59</u>								
[略]										
125	[略]	<u>60</u>	[略]							

イ〜ク [略]

項及び第14条の規定にかかわらず、それぞれ同表の右欄に定める職務の級及び号給を基礎として、昇給等の規定を適用した場合に採用日に受けることとなる号給とする。

区 分	職務の級及び号給
平成23年4月1日から平成24年3月31日まで	2級14号給
平成23年3月31日以前	2級13号給